

第4節 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルなどの拡散は、国際社会の平和と安定に対する差し迫った課題である。また、特定の通常兵器の規制についても、人道上的観点と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、各国が取り組んでいる。

これらの課題に対する取組として、軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる国際的な体制が整備されており、わが国も積極的な役割を果たしている。

Q 参照 図表Ⅲ-2-4-1 (通常兵器、大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制)

1 軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組

わが国は、核兵器、化学兵器及び生物兵器といった大量破壊兵器や、その運搬手段であるミサイル、関連技術・物資などに関する軍備管理・軍縮・不拡散のための国際的な取組に積極的に参画している。

化学兵器禁止条約 (CWC) Chemical Weapons Convention については、条約交渉の段階から化学防護の知見を提供し、条約成立後も検証措置などを行うために設立された化学兵器禁止機関 (OPCW) Organization for the Prohibition of Chemical Weapons に化学防護の専門家である陸上自衛官を派遣するなど、人的貢献を行ってきた。また、陸自化学学校 (さいたま市) で条約の規制対象である化学物質を防護研究のために少量合成していることから、条約の規定に従い、OPCW 設立当初から計10回の査察を受け入れている。

さらに、わが国はCWCに従い、中国において遺棄化学兵器を廃棄処理する事業にも政府全体と

して取り組んでいる。防衛省・自衛隊としては、同事業を担当する内閣府に陸上自衛官を含む職員11名を出向させており、00 (平成12) 年以降、計17回の発掘・回収事業に、化学・弾薬を専門とする陸上自衛官を毎年現地に派遣している。

その他、生物兵器禁止条約 (BWC) Biological Weapons Convention、国際輸出管理レジームであるオーストラリア・グループ (AG) Australia Group やミサイル技術管理レジーム (MTCR) Missile Technology Control Regime などの主要な会合に防衛省職員を派遣するとともに、包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization 準備委員会が実施する代用査察員¹を養成する訓練に自衛官を派遣するなど、規制や取決めの実効性を高めるため協力している。

Q 参照 資料58 (国際機関への防衛省職員の派遣実績)

通常兵器の規制について、わが国は、人道的な観点と安全保障上の必要性を踏まえつつ、特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW²) などの各種

図表Ⅲ-2-4-1 通常兵器、大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制

区分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	核兵器不拡散条約 (NPT) 包括的核実験禁止条約 (CTBT)	化学兵器禁止条約 (CWC)	生物兵器禁止条約 (BWC)	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC)	特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW) クラスター弾に関する条約 対人地雷禁止条約 (オタワ条約) 国連軍備登録制度 国連軍事支出報告制度 武器貿易条約 (ATT)
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ (NSG)	オーストラリア・グループ (AG)		ミサイル技術管理レジーム (MTCR)	ワッセナー・アレンジメント (WA)
大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想 (PSI) 国連安保理決議第1540号				

1 包括的核実験禁止条約 (CTBT) の発効後の現地査察 (OSI) の実施に備え、CTBT 機関に登録される関連分野の専門家であり、CTBT の発効後には、現地査察を実施する査察員となることも期待される。
2 CCW : Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to be Excessively Injurious or to have Indiscriminate Effects

条約に加え、CCWの枠組み外で採択されたクラスター弾に関する条約（オスロ条約³）も締結している。わが国は、同条約の発効に基づき、15（平成27）年2月に自衛隊が保有するすべてのクラスター弾の廃棄を完了した。

なお、CCWの枠組みにおいては、自律型致死兵器システム（LAWS）の規制にかかる政府専門家会合などに随時職員を派遣している。

さらに、対人地雷の規制に関連し、防衛省は、

例外保有などに関する年次報告を国連に対して行うなど、国際社会の対人地雷問題への取組に積極的に協力してきた。

このほか、防衛省・自衛隊は、軍備や軍事支出の透明性の向上などを目的とした国連の軍備登録制度、軍事支出報告制度や武器貿易条約（ATT）の関連会合にも参画し、必要な報告を行うとともに、制度の見直し・改善のための政府専門家会合などに随時職員を派遣している。

2 ■ 大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組

北朝鮮やイランなどが大量破壊兵器・ミサイル開発を行っているとして強く懸念した米国は、03（平成15）年5月、「拡散に対する安全保障構想（PSI）⁴」を公表し、各国に同取組への参加を求めた。同構想に基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止能力の向上のためのPSI阻止訓練などをはじめ、政策上、法制上の課題の検討のための会合を開催するなどの取組が行われている。

防衛省・自衛隊は、関係機関・関係国と連携し、第3回のパリ総会（03（平成15）年9月）以降、各種会合に自衛官を含む防衛省職員を派遣するとともに、04（平成16）年からは、継続的に訓練に参加している。

現在まで、防衛省・自衛隊は、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁など各関係機関と連携しつ

つ、わが国主催による2回のPSI海上阻止訓練に参加するとともに、12（平成24）年7月にはわが国として初主催となるPSI航空阻止訓練にも参加した。17（平成29）年9月に豪州主催のPSI海上阻止訓練「パシフィック・プロテクター17」に参加し、大量破壊兵器などの拡散阻止に係る活動要領を参加国とともに演練した。

防衛省・自衛隊としては、わが国周辺における拡散事例などを踏まえ、大量破壊兵器などの拡散防止や、自衛隊の対処能力の向上などの観点から、各種訓練や会合の主催や他国の実施する同種活動への参加など、PSIを含む不拡散体制の強化に向けて取り組んでいる。

Q 参照 図表Ⅲ-2-4-2（PSI阻止訓練への防衛省・自衛隊の参加実績（平成24年度以降））

図表Ⅲ-2-4-2 PSI阻止訓練への防衛省・自衛隊の参加実績（平成24年度以降）

実施時期	訓練	実施場所	防衛省・自衛隊の対応
12（平成24）年7月	日本主催PSI航空阻止訓練	日本	統幕、陸幕、空幕、航空総隊、航空支援集団、北部方面隊、中央即応集団、陸自第7化学防護隊及び中央特殊武器防護隊、内局が参加（航空機2機を含む。）
12（平成24）年9月	韓国主催PSI海上阻止訓練	韓国	統幕、海幕、内局が参加（艦艇1隻、航空機1機を含む。）
13（平成25）年2月	米・UAE共催PSI訓練	UAE	オブザーバー派遣（統幕）
14（平成26）年8月	米国主催PSI海上阻止訓練	米国	統幕が参加（艦艇1隻を含む。）
15（平成27）年11月	ニュージーランド主催PSI阻止訓練	ニュージーランド	統幕が参加
16（平成28）年9月	シンガポール主催PSI阻止訓練	シンガポール	統幕、海自横須賀海上訓練指導隊、内局が参加
17（平成29）年9月	オーストラリア主催PSI阻止訓練	オーストラリア	統幕、陸幕、海幕、内局が参加（航空機1機を含む。）

3 クラスター弾の主要な生産国及び保有国である米国、中国、ロシアなどはオスロ条約には署名していない。

4 大量破壊兵器及びその関連物資などの拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同して取り得る措置を検討し、また、同時に各国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想